会報　平成3年11月25日　第187号　隔月1回発行

行政ほつかいどう

1991.11

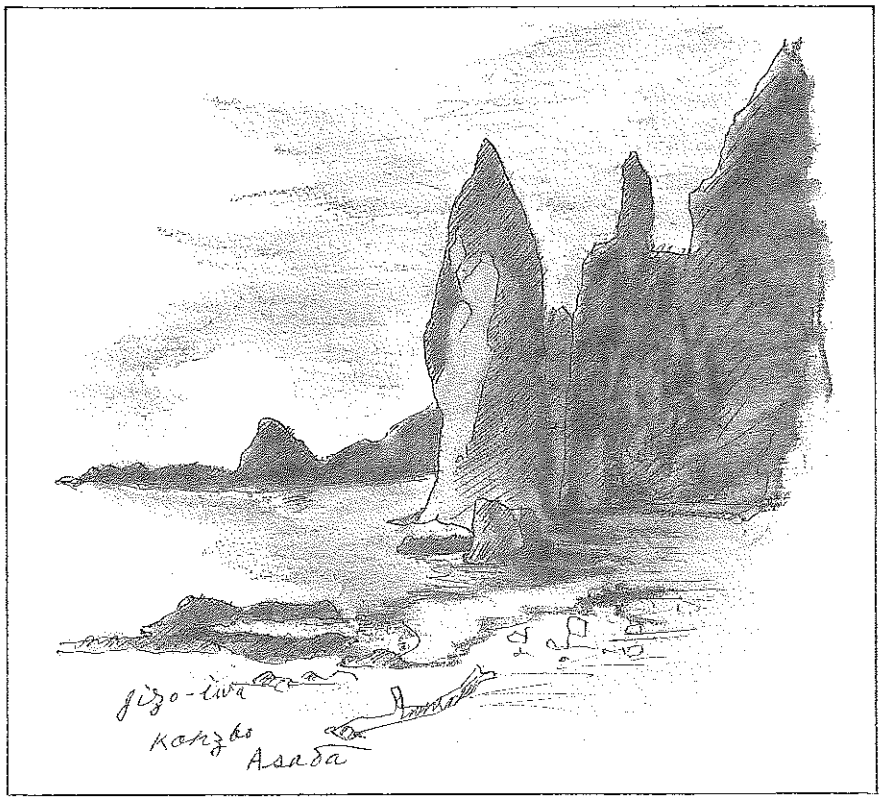

「地蔵岩のなぎさ（礼文島）」 札幌支部（西区） 朝田廣三会員

目　次

全国監察担当者協議会に出席して（大沢　清）…… 2
四士業会懇親会（阿部力男）…… 4
道東4支部合同専門者研修会並びに支部役員交流会の開催…… 5
高齢者と人口問題（橋本雄一）…… 6
＜業務資料＞
・雇用保険のおすすめ…… 8
・借地借家法が成立…… 9
・改正消費税スタート…… 9
・「市町村長に身分証明書の発行を請求する場合の手続きについて」…… 9
・北海道最低賃金の改正について…… 10
＜お願い・お知らせ＞…… 11
本会の主要行事…… 13
支部のうごき…… 13

北海道行政書士会

全国監察担当者協議会に出席して

監察部担当理事　大　沢　　清

平成3年8月29日・30日の両日にわたり、日本行政書士会連合会主催の全国監察担当者協議会に出席させて頂きました。その概要について、私なりの所感として報告致します。

全国単位会から63名の監察担当者と真達日行連会長ほか役員10名と事務局の方々を加えれば約80名が一堂に会し、協議会は、小関良知・日行連監察部員の司会で午後1時より開会された。

1. 協議会の目的　協議会実施要綱を要約しますと、
   (1) 前年度の成果と問題点を明確にする。
   (2) 本年度実施予定の実効方策の協議
   (3) 日行連の基本方針の徹底
   (4) 行政書士業務拡大と「にせ行政書士」排除活動の方策について協議することを目的とする。
2. 会議の名称　第14回全国監察担当者協議会
3. 日　　時　平成3年8月29日(木)
   午後1時から5時まで
   8月30日(金)
   午前9時から正午まで
4. 場　　所　行政書士会館　地下講堂
5. 協議対象者　(構成員)
   各単位会監察担当者1名(その他は、オブザーバーとする。)
6. 協議事項
   (1) 平成3年度の実施基本要綱の策定について
   (2) 「行政書士110番」の実施について
   (3) 「ユーザー登録無料相談日」の設定について
   (4) 「許認可手続無料相談・にせ行政書士排除月間」の呼称について
   (5) 事例発表

協議会は、8月29日午後0時15分ころ、地下講堂入口で連合会職員が出席受付、協議資料の配布を受けて入場、北海道会の席は最前列演壇に向って左り端に配置指定され、秋田会、岩手会と同一テーブルに着いた。

◉ 協議会は、午後1時00分定刻、日行連小関良知監察部員(静岡会)の司会により、山本吉雄副会長(石川会)の開会のことば、続いて真達格会長(神奈川会)の挨拶と、伊達靖監察部長(鹿児島会)より、部長挨拶並びに監察担当部員の紹介があった。

次に、長峯久一監察部員(長野会)より配付資料の説明があり、協議会は、この次第の順序により進行する旨を述べられ、開会のセレモニーは、45分を要し、講演に入り、盛武隆運輸交通部長(滋賀会)が講師となり、「にせ行政書士排除に関する問題点(行政書士事務所の形態と補助者について)」のタイトルで主に、運輸交通関係について、配付資料を抜粋、日行連から通産省に対する申入れ、警察庁から自治省への照会、車庫証明申請及び登録代行センターの業務と行政書士料による運営の実態等々について講演をされました。

更に、午後3時ころ、真達会長の案内で、法務省刑事局参事官・池田茂穂先生を満場の拍手でお迎えし、

「激動する世界と『士』」　(サムライと読む)

を大きく掲げた字幕を背に演壇に立たれ、司会の紹介のほか、講師は自己紹介で、検事生活の20年の概要と、司法研修所教官を歴任し、現在は、刑法、刑訴法、独禁法、証券取引法等の改正の基本はどうあるべきか等を守備範囲とする職責についている旨自己紹介があり、続いて、我が国内世相の現象は、巨大企業のスキャンダル、大阪の料亭に起きている巨額の経済事犯、

外国では、天下の犯罪、ソ連の動向、麻薬組織犯罪はミサイルまで装備、不偏不党、公平中正を保持する警察、検事、裁判官の抹殺、表ての世界が裏の世界と提携の実態もある、こうした激動する世界情勢の中で、世界の犯罪防止の国際会議に出席した。

国際捜査機関においても、米国はオトリ捜査が認められ、我が国はこれを行ない得ない現行刑事訴訟法は、国際捜査の均衡の観点からどうあるべきか、又ドイツにおいては、「士」資格者を増員している。

時代の変化と「士」の役割の重要性について世界的視点から午後4時30分まで1時間30分にわたり講演、聴講者一同は、時局情勢を交えた講演に熱心に耳を傾けた。講師は、満場の拍手を受けて降壇、退場されました。

◉ 平成2年度各単位会が実施した「許認可手続無料相談、にせ行政書士排除月間」の結果報告

1. 各単位会が実施した重点目標
2. 各単位会ごとの今後の問題点

について、それぞれ集約されたものを監察部員から報告され、司会から本日の予定を終了し、一旦休会し、講堂は施錠を掛けるので協議資料はそのまま置いて、明日8月30日午前9時から再会する旨が述べられ初日の予定が終った。

◉ 8月30日午前9時00分定刻、司会の小関監察部員が座長席に着き、直ちに協議事項に入った。

1. 許認可手続無料相談、にせ行政書士排除月間実施基本要綱（案）につき、監察部員より資料により説明あり、座長が質疑を求めたので、議場は、北海道会を含む多数の挙手があり、このうち次の3件の挙手が許された。

質問の要旨と、その対応

1）この要綱は、(案）となっているが、既に理事会で決定していることであろう。

監察部長答弁…本協議会は決議機関ではありません。従って、この資料は、理事会に用いたもので、そう理解して頂きたい。

2）実施基本要綱の目標として掲げてある中で、

(2) 「にせ行政書士」の排除を強力に推進し、「会員の監察意識の高揚を図る」とあるが、対外的に活動する目的なのだから不適当と思う、字句の修正をただした。

これに対して、協議の結果「会員の業務拡大意識の高揚を図る。」と、字句を修正することに承認した。

3）要綱の実施期間について

北海道会は、地域的特殊事情と、季節的要因もあり、8月を準備、9月を実施として、既に準備をほぼ完了、これから全道一斉に実施に入ろうとしておりますので1か月繰上げ実施について、承認を求めたところ異議なく快諾された。

4）その他質問の挙手多数あり、座長は、質疑は後にする旨を述べたことに対し議場から北海道会まで質問を許して、後打ち切ることに関し、不満の声続出、一時紛糾した。

2. 「行政書士110番」の実施について

武田甲子太郎広報部長（新潟会）

本年も連合会は、監察月間初日10月1日に、「行政書士110番」を実施に際しては、大手広告代理店を通じ読売新聞全国版に広告を掲載すると共にマスコミ機関にプレスリリースを送付、記事掲載方を依頼して実施しますが、全国一斉に行われることが最大のＰＲポイントになっておりますので、各単位会も足並みを揃えて実施されるように、説明とお願いがあった。

3. 「許認可手続無料相談・にせ行政書士排除月間」の呼称について、監察部員より、この呼称は、昭和59年より呼びならわしてきたが、国民に馴染みにくいという意見が各単位会から多数寄せられ、昨年の監察担当者協議会でアンケート（集計68件）を実施したところ、下記呼称が上位5件となり、このうちどれを選択決定すべきかはかられた

＜上位5件の呼称＞	（賛否の結果）
① にせ行政書士排除月間	1名
② 行政書士制度強調月間	24名

③　行政書士強調月間　　1名
④　行政書士制度推進月間　　11名
⑤　行政書士手続無料相談・
　　非行政書士排除月間　7名

座長は、呼称選択方法に意見を求めたところ各単位会からそれぞれ意見が出されたが、決め手の方法にならないので連合会監察部の統一意見の有無を求める声があり、理事者側協議して、上位5件のうち②である旨発表があり、座長は、賛否を挙手により決めたい旨を述べ、これに異議なく①～⑤まで順次賛否をとったところ、上記のとおり②に決定しました。

感想

初めて全国監察担当者協議会に出席させて頂き、特に感じたことは、2日間の日程で、開会から閉会までの正味時間は、初日が4時間、2日目が昼食を含め3時間、計7時間であります。初日は開会のセレモニーと講演で4時間を殆んど遣って、2日目は昼食時間を含めての3時間ですから十分な協議はできません、そのため議場の雰囲気は、質問も思うようにできず大変不満があったように感じました。何故初日は10時ころから、2日目は午後5時頃までの時間を設定しないのか、北海道から出席した者としては、貴重な協議会ですから、もう少し合理的にできるのでないかと思いました。

四士業会懇談会

総務部長　**阿部力男**

今年で5年、すっかり定着した四士業懇親会（北海道税理士会、北海道行政書士会、北海道社会保険労務士会、札幌司法書士会）が、各士業の担当持ち廻りも一巡し、また北海道税理士会の担当で11月6日(水)、札幌第一ホテルで行われた。

会場では、当会役員は例年どおりの顔ぶれであったが、他士業の役員は相当変っておられたので、まず、個々の挨拶、名刺交換が行われ、税理士会の司会に始まり、山口副会長から『お互いに領域を守り、情報交換を行いながら、四士業間の親睦、発展に寄与したい。』との挨拶があり、続いて、税理士会より不動産コンサルタント制度、制定の動きに対する阻止運動の取り組み、当会より建設業コンサルタント問題等、それぞれの士業の抱える問題、情報、意見交換が積極的に行われた。

特に当会と他士業間の問題として、司法書士法違反の疑い2件、税理士の兼業者による事務所2ケ所の問題について現況及び取り組みについて、司法・税理士会と話し合ったが、いずれの問題についても、厳粛、真剣に対応することで一致した。

具体的には当該士業だけではなく、関係士業も協力し必要、可能な対応をすることで合意。

資格が2つあるから、事務所を2つ持つことができる……という不心得に対しても、司法・税理士会とも異口同音に、それは許されるべき問題ではない……絶対認める、認めれることではない……というのが、それぞれの首脳の判断であり、吾が意を得たりということで、心強く感じた次第である。

司法書士法違反問題についても然り、悪質な行為に対しては、再度、再々度告訴も辞さず、断固たる態度で臨むことも確認。

これら一連の話合い、懇親のなかで感じられたことは、紳士の集団を以て自負する吾が会の仲間のほんの一握り、一部の不心得会員のため、いろいろな方々に、また、多くの優良な仲間、組織に汚点を残す人がいることは誠に恥しく、身の縮る思いであった。

しかし考え方では、これからもこの種問題は避けて通れないと思われるので、あまり乗り気では

ないが、会則・規則集の検討の中で真剣に考えるべき課題ではなかろうか……。

なお、当日の各士業からの出席者は次のとおりでありますが、お互いのご交際のなかで、知った方がおられましたら、是非、声を掛けていただき一層の輪を広げていただきたいと念願する次第であります。

次回は、吾が行政書士会がお世話役、一層の盛り上がり、成果が得られるよう準備を進めたいものである。

≪四士業会出席者名≫

◎北海道行政書士会

副会長　後平邦彰
副会長　五十嵐一寿
※総務部長　阿部力男

◎北海道社会保険労務士会

副会長　福徳正三
総務部長　滋野實
※監察部長　丸山秀

◎札幌士法書士会

副会長　藤澤邦磨
経理部長　辻脇博
※総務第二部長　川原孝吉

◎北海道税理士会

副会長　山口勉
※業務対策部長　渡辺祐吉
〃　副部長　嵯峨俊雄
〃　副部長　橋詰裕

（各士業の※印の方は、それぞれの士業を代表しての窓口担当者です。）

道東四支部合同専門者研修会並びに支部役員交流会の開催

いま全国民が1日も早く返還を実現して平和条約を締び、日ソ両国の真に安定した友好関係を築きたい北方四島の島々もクッキリと見える、ここ北海道の最東端根室市（根室グランドホテル）において、10月26日第4回目の道東4支部（十勝・網走・釧路・根室）専門者合同研修会並びに支部役員交流会が4支部より38名が参加し開催された。

午後1時、本年の当番支部の根室支部長の開催及び歓迎の挨拶で始まり、1時20分より2分科会に分かれ、第1分科会は、「公正証書作成嘱託手続と各種契約書の作成のポイト」について十勝支部坂下尊先生（本会企画部長）が、各種契約の作成で、民法の典型契約、契約の種類、契約成立の要件、契約の効力、契約の解除、契約書作成上の留意事項とさらに公正証書作成嘱託手続では、公正証書の効力、行政書士の役割、各種の実例上の留意点等について説明、質疑応答を行って終了、第2分科会は、「建設業業務の実務と応用」について、釧路支部辰尾征良先生が、建設業の許可申請、各種変更届、決算報告書、経営状況分析申請、経営事項審査申請、入札参加資格申請、建設業法に伴う罰則等について説明し日常業務及び業界指導等の問題点及び疑問点を参加者より提起しあい、建設業法の理解をはかり終了した。

午後3時30分、全体会議を開催し、各分科会の研修内容、経過等について第1分科会を十勝支部瀬尾肇仁先生、第2分科会を釧路支部宗岡隆一先生より、それぞれ発表された。各分科会も、参加者は即明日の業務に役立つものであって良い勉強になったと好評であった。その後根室市青柳薬局店主の薬剤師青柳健一先生の「成人の健康管理について」の講演を行い、4時50分より、専門者、支部役員による合同協議会が持たれ「専門者研修会の今後の運営について」意見交換が行われた。一部参加者より専門分野が多岐に分かれているので、これを埋める専門者研修会は無理があるのではないかとの意見もありましたが、本会の専門的業務取扱者交流事業指導方針にある目的達成のた

め、今後も継続して行くよう努力すべきであるとの意見で統一をみた。次期開催地を釧路市とすることに満場一致で決定し研修会を午後6時終了した。

午後6時30分より懇親会が開かれ腹蔵のない意見の交換と、各種ゲーム等で最高の盛り上がりのうちに再会を約して終了した。

翌27日は希望者だけで、納沙布岬を訪れ、平和の塔、4島のかけ橋、北方資料館、物産館等を見学し、互いの帰路の安全を願い現地で解散した。

寄稿

高齢者と人口問題

橋本雄一
（留萌支部）

中国には1人っ子政策があり、戦前の我が国でも「産めよ増やせよ」と国策で奨励した。チャウシェスク政権は女性1人に4人以上の出産を義務付け中絶を重罪とした。出生率の低下が、その社会に与えるインパクトが話題になる今日この頃である。出生率とは、合計特殊出生率のことで、その国の女性が一生の間に何人の子供を生むかという推計値のことである。

現在の日本では、これが2.1を下回ると人口の減少が始まると言われている。にもかかわらず、1990年6月の厚生省の発表では現在の出生率で1.57であり、これが問題視されている。

第1には、このままでは、500年後だか1000年後には我が国の人口が数万人になってしまうという。極めて情緒的な議論であると思う。日本民族が絶滅してしまうとでもいう危機感は、民族主義とでも言えそうな思想が背後にありそうである。

これが、国力低下論に連なって、社会を構成する人々がいなくなれば国家の存在価値もなくなる。国家を存在させるために人口を維持するというのでは発想の逆転と言うべきではないだろうか。ただ別の観点から国力低下論を捕らえることができるのである。

過疎・過密のテーマをあつかうときに、共同体の適正規模という議論をするときは、共同体を維持するための産業規模は一定規模の人口を前提とし、一定規模の人口を越えると公共サービスの混雑効果が発生する（道路の混雑とか公共施設の順番まち）という。

この議論を国家に適用すると、国家の適正人口なるものが観念づけられるかもしれない。実際の国家の人口は数万から10億までバラエティがあるが、国土の広さ、農業の生産性、気候条件、貿易の可能性などにより、適正人口なるものが決まってくると考えられる。この議論からすれば国力低下論は「人々の暮らし易さ維持論」に置き替えられると考えられる。そして、この場合の「人々」とは日本に暮らす東南アジアの人々、青い目、黒い膚の人を含めて考えるべきだということである。日本の国土の恵みを享受し、日本文化の伝統を継承していく者を血液で決定し黄色い膚の日本人と決めつけ、その存続を目指すみたいな発想は排除しなければなるまい。そもそも人口がなくなるというというのはセンセイショナルなプロパガンダでしかない。また、進化論の見地からすれば、福祉社会のもとでは子供をたくさん生みたいという遺伝子が飢餓で滅びることはあるまい。いずれ、世界の人口は爆発的に増大するという動物行動学者の主張さえある。

第2の、高齢化の議論。よく生産人口何人で老人何人を支えるかという議論があるが、生産人口が「子供と老人」何人を支えているかという議論の方が実際的であると思う。このように考えると（扶養する子供の数が減る）のであるから言われるほどの激変ではないという見方をする人もいる。いずれにしても、社会の被扶養者割合だけを見ては何もわからず、生産性の向上による被扶養者割合の上昇を吸収する要因や、被扶養者へ投入する財の高度化（高度先端医療だったり、濃厚な教育だったり）を考え合わせるとハッキリしたことは言えないのではあるまいか？

しかしながら、高齢者人口の割合が上昇してい

くのは、医療が発達し福祉の理念を選び取り、家族計画が浸透している先進国では、必然的な事で誰もそれを食い止めることはできないと考えられている。日本で高齢化が問題となるのは、一重に、それが急激にやってくるからである。しかし、これに関しては、今後30年間の近い未来のことであって、宗教的見地からの中絶反対論のない我が国では実現しないであろうと思う。

第3に、労働力の不足の問題であるが、出生率の低下が議論されている時に、実は、これが最大の問題なのかもしれない。1995年付近から労働人口の伸びが鈍化して減少傾向に入るという。ただ、潜在的な労働力を放置したまま、労働力不足を気にやむのはおかしなことである。つまり、女子と高齢者である。女子の労働力率は、いわゆる、M字型といって30才～34才で労働力率がドンと落ち込む。出産・育児のためである。ただ、この層においても就業希望率そのものが高く、働きやすい条件を整備すれば労働力供給源として期待できる。高齢者についても、55才～59才層で有効求人倍率は0.55倍となっていると考えられる。 働きたいのにその場が与えられない高齢者が相当いる。

いろいろと論じてきたが出生率の低下を問題とするサイドからは、反論があろうが、こういう議論というのは、シニカルな言い方をすれば、論者の価値観で結論が先取りされているようなところがある。国家が出生率なんかを操作すべきではないという価値観がある。

確かに、様々な資源や統制を動員すれば、出生率の操作ができるかもしれない。然し人間1人を世に送り出すことを公定歩合を引き下げて景気を刺激するみたいに誘導することは国家を有機的統合体とし、人を、それを構成する細胞と捉えるかのように見える。ただ、子供を生みたくても生みにくい状態にあるというなら話は別である。国家が助産婦的に登場する余地がある、ということで、出生率低下の原因を眺めてみよう。

その原因は、晩婚化・シングル指向と婚姻内出生率低下に分けて論ずることができるが、前者によるところが大きいと言われる。女性の高学歴化・有職業化と「結婚だけが幸せでは無いわよ」という価値観の変化によるところが大きい。前者はむしろ評価すべきことであり、では、後者はというと、これも個人の純然たる自己決定に属することがらについては、国家が価値誘導をすべきでないと考える。

ただ、非婚化について、職業志向があって、かつ両性の平等に目覚めた女性にとって、疲れて帰宅したら、また「主婦業」が待っている。男はそのそばで疲労困ぱいしているというのは、割に合わないと思うであろう。こういう事態は、伝統的な性的役割分担、経済活動重視という戦後の日本の体制がもたらしたもので、これに対しては、女性の職業と結婚生活を調和させるための手だてがあるやに思う。

来年4月1日施行の育児休業法は、その1つである。そのほかで考えられることが2つある。

1つは、男も家事を分担するという意識を育てるために、学校教育における家庭科を充実すること。もう1つは、労働時間規制を強化し、特に残業規制を強めて、自由時間、家庭生活の比重を高めることである。これは、男女平等の原則と人間的な生活のためにという目的を達成するためにどちらにとっても必要である。

次に、婚姻内出生率の問題について。児童手当の引き上げでこれを引き上げれば、多少の効果はあろうが、多くは期待できまい。子供を養育する費用に比べて、児童手当の水準はケタが1桁違う。もう1つが、都会の住宅事情と、住居費である。狭い家で暮らしているカップルにとって3人子供を生むということは勇気がいる。住居・教育の問題をそのままにしておくかぎり、出生率は保合い又は低下こそすれ、上昇はあるまい。人間らしい住生活をもたらす土地政策、住宅政策が必要となってくるであろう。

これを総括すると、人間はトータルな環境のもとで子孫を残す、残さないの決定をしているのだから出生率の上昇を計るには、環境そのものを全面的に直すしかない。何と言っても、人は、繁殖のために国家に飼われている動物ではないのだから。

応援します 明日への就職 さわやか受給

事業主のみなさん ご存知ですか？

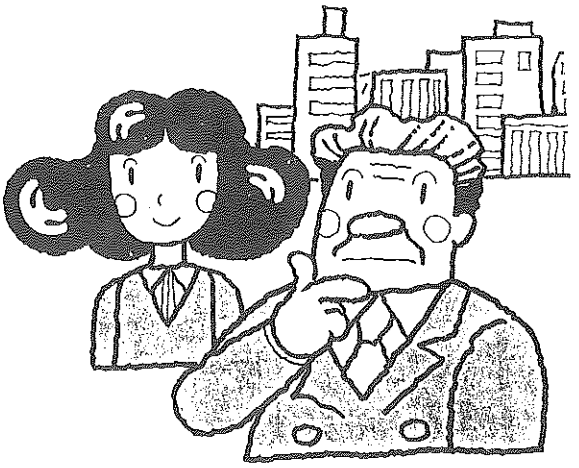

届出、報告、証明は、ありのままを 正確に！ 手続は 速やかに！

1. 従業員の資格取得届の提出もれはありませんか。資格取得確認通知書を点検してください。資格取得届の提出は、翌月の10日までに！
2. 被保険者証は従業員に必ず交付してください。その際、被保険者種類の通知も忘れずに！
3. 採用証明書、再就職手当支給申請書の証明は特に、雇入年月日の間違いに注意！
4. 資格喪失届、離職証明書の記載は正確に提出は速やかに(10日以内)！

北海道商工労働観光部雇用保険課・ハローワーク(公共職業安定所)

借地借家法が成立

借地契約に更新がなく、一定期間後に借主に土地が確実に戻る「定期借地権」の創設等を柱とする借地借家法が、去る9月30日の参院本会議で可決成立した。

これは、現行の借地法と借家法を50年ぶりに改めて、一本化したもので、この新法は来秋施行予定である。これまでの法律では土地・建物の借り主側の権利擁護の徹底が中心であったが現在ではこれが土地等の流動性を妨げているとの指摘があり、新法では貸主側の権利をやや強める内容となっている。

具体的なポイントとしては、

(1) 一定期間後に必ず貸主に土地が戻る「定期借地権」の創設

(2) 借地権の存続期間は、最初は30年、更新後は20年、以後の更新は10年とする。

(3) 貸主が更新を拒否できる正当事由として、立き退き料の支払い等の考慮をする。

(4) サラリーマンの転勤等の事情により一定期間の契約で、期間満了時に必ず建物が返還される「期限付借家」の新設。

などである。

新設される「定期借地権」は、

① 借地権の存続期間が50年以上の長期型

② 事業目的で10年以上20年以下の短期型

③ 30年以上経過後に貸主が建物を買い取る約束をする建物買い取り型

の3種類。

木造など建物の堅固さなどで20～30年と異っていた借地権の存続期間については、建物とは関係なく、最初は30年、最初の更新後は20年、以後の更新後は10年としている。

改正消費税スタート

導入から2年半たった消費税の一部改正が、去る10月1日から実施された。今回は簡易課税の是正や住宅家賃、入学金の非課税化など、これまで指摘されてきた欠陥の緊急是正が狙い。しかし食料品の非課税化など、抜本的な手直しは先送りされ、課題を残したままの見直しとなった。

今回の是正は、

① 非課税範囲を教育、住宅家賃、福祉などに拡大する。

② 納税額500万円をこえる事業者の申告・納付回数をこれまでの年2回から4回に増やす。

③ 簡易課税のみなし仕入率をこれまでの2区分から4区分に細分化する。

などが柱である。

『市町村長に身分証明書の発行を請求する場合の手続きについて』

企画部

会員の方から、時々『市町村長に身分証明書の発行を、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」で請求してきたが、拒絶された。これは、何故なのか』という問合わせがありました。

御承知のとおり、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」は、その表紙裏面4に記載してあるとおり、

戸籍（除籍・原戸籍を含む）の謄・抄本、住民票（除票を含む）の写し

戸籍の附票の写し

住民基本台帳の閲覧

に限定されます。

それでは、身分証明の発行の請求は、どのような方法を用いたら良いかということですが、身分事項の証明は市町村の固有事務に属し、従って身

分証明書の発行を請求する方法は当該市町村長の取り決めで、まちまちです。行政書士がその職務上必要があるからといって、職権により請求をしても認められない事もあります。身分証明書の交付を受けるためには、本人の委任状を添付した行政書士の請求でなければなりません。身分証明書が本人の犯罪経歴という個人の名誉・信用等人権に関する重要な事項を証明する書面であり、原簿は選挙資格の調査を主目的として作成されるものであるからです。従って、身分証明をみだりに行うことは、個人の人権を守るため、絶対にさけなければならないものとしています。市町村長に対して、慎重な取扱いをするような指導がなされているのもこのためです。

身分証明書の請求をする行政書士は、当該市町村に、あらかじめ請求方法を確認の上、その方法により請求して交付を受けて下さい。

「最低賃金を守りましょう」

北海道最低賃金

道内のあらゆる産業の事業場で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等のすべての労働者に適用される北海道地域包括最低賃金が、次のとおり改正されました。

最低賃金額	1　日	4,154円
	1時間（時間給労働者）	520円
効力発生年月日		平成3年10月1日

- 最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外割増賃金等は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。
- 特定の産業（「木材・木製品・家具・装備品製造業」、「出版・印刷・同関連産業」、「電気機械器具製造業」など9産業）については、別に産業別最低賃金が定められておりますのでご注意下さい。

労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはお済みですか
労働者を一人でも雇用する会社・商店などは、必ず労働保険に加入しなければなりません。

最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働基準局（電話 011-709-2311 番）若しくは最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合せください。

北海道労働基準局・札幌中央労働基準監督署　　支署

年計報告を至急提出して下さい

――――――――――総務部

平成2年・年計報告については、7月8日及び8月28日並びに11月8日の3回にわたり、必ず提出するようお願いしましたが、未だに未提出の会員がおられますので会として統計業務に大きな支障を及ぼしております。

また、10月16・17日に実施しました中間監査においても指摘されたこともあり、業務量の有無にかかわらず、必ず提出するようお願いします。

会費の納入についてお願い

――――――――――経理部

平成3年度第3期分(10月～12月)の会費納入期日がすぎております。未納の方は至急納入されますようお願い致します。

ついては、長期滞納会員6名に対して、平成3年10月11日それぞれ管轄簡易裁判所に支払命令申立書を提出しましたが、納入されないため、更に11月12日各簡易裁判所に仮執行宣言申立書を提出しました。

なお、会費は会の存立を支える重要な資金でありますので、今後とも滞納整理の促進に努めますから、会員皆様のご協力をお願い致します。

原稿募集

取扱業務の事例研究

――この要領でやればできる――

――――――――――企画部

行政書士の取扱業務は、4,000種類以上もあります。その全部を知ることは、至難なことです。しかし、会員の中には、特異な事案を処理している方もたくさんおります。

行政書士の業務処理能力向上のために、会員の皆さんから、下記の要領でノウハウについての原稿を募集します。

記

内容…(1) 特殊な事案についての体験
(2) ある事案の処理についての重要なポイント
(3) 失敗談、苦労談
(4) 新規事案の処理要領
(5) 行政書士業マーケッティング
など

要領… 前記の内容を原稿用紙4枚位にまとめて、本会事務局まで郵送下さい。

発表… 行政ほっかいどうに掲載します。

選考… 編集委員会で発表の可否について、選考させて戴きます。

謝礼… 会報掲載分には粗品を進呈します。

編集スタッフに新人登場

――――――――――企画部

会報「行政ほっかいどう」の編集は、従来から、札幌支部のユニークな会員3名に担当をお願いしております。気づいておられるかもしれませんが、編集後記で、視点の鋭い論評の森一雄さん、レポートに活躍していた滝沢俊行さん、残念ながら都合で、先の9月号で両人とも退陣されました。いずれまた、ほかのリーダーで活躍して戴く両名です。長い間のご協力厚く御礼申しあげます。

代って、同じ札幌支部会員の中から、河上隆さん、山本隆一さんに編集委員をお願いして、今月号から担当して戴いています。

河上さんは39歳、平成元年行政書士登録、厚別区に事務所を構え、損害保険のプロフェッショナルです。

山本さんは41歳、平成2年行政書士登録、元北海道警察官出身。

両人とも異色のキャリアの持主ですが、自由な発想で、編集に取組んでくれるようにお願いしました。またほかに、同じ札幌支部会員で朝田廣三さんにも編集委員をお願いしております。既に今年度5月号から表紙の絵を寄稿願っております。

朝田さんは70歳。昭和58年行政書士登録、電波監理局ご出身で、無線通信士、絵画の造詣が深く、異色中の人。原画をカラーでお見せできないのが大変残念です。

そして編集委員のリーダーは、企画部理事佐藤良雄さんです。

内容のいい「行政ほっかいどう」を期待しています。

（企画部長　坂下　尊）

事務局職員採用のお知らせ

―――――――――― 事務局

事務職員　小林真子

平成3年5月31日付で、高田次長が健康上のことで退職された後、暫らく欠員の状態が続いていましたが、平成3年10月11日付で、経理関係・ワープロの資格を有する小林真子さんを採用しましたので、お知らせしますとともに、よろしくお願いします。

事務所等の変更登録

―――――――――― 総務部

事務所等を変更しても変更登録のされてない会員の方は、速やかに所定の変更手続きをして下さい。

特に、現在登録されている事務所に書類等を郵送しても、受取人不明で返送されるケースが見受けられます。これらについては、変更された事務所が明らかになるまで、即ち変更手続き完了まで、関係書類等の送付を中止させていただきます。

補助者届出の励行を！

―――――――――― 総務部

行政書士が、補助者を採用したり、解職したときは、会則第48条の規定によって14日以内に所属支部を経由して届けなければなりませんが、現在相当遅延が目立ちますので、速やかに手続きをお願いします。

様式は、「行政書士法令・会則・規程集」73ページを参照して下さい。

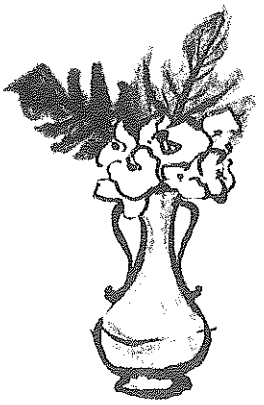

表紙のことば

西区会員　朝田　廣三
（蒼騎会会員）

この画は、昭和42年秋、礼文島船泊漁協の要請で同地区漁船乗組員の無線従事者養成講習会の講師として同島に滞在中、受講生に誘れるまま島南の桃岩公園の北部海岸にある地蔵岩の汀で油彩画のエスキースとして淡彩スケッチしたものであり、完成した油彩画（F8号）は、当時の札幌市西区長宅に所蔵されている。

═ 本会の主要行事 ═

月日	行　事　名	時　間	開　催　場
9. 27	行政書士登録調査委員会	16:00 ～ 18:20	本会会議室
10. 8	第4回正副会長会議	13:00 ～ 16:10	同　上
10. 8	行政手続法調査研究委員会	16:10 ～ 17:40	同　上
10. 16 17	中　間　監　査　（監査講評）	9:00 ～ 17:00 9:00 ～ 16:30	同　上
10. 31	行政書士登録調査委員会	16:00 ～ 20:30	同　上
11. 5	行政手続法調査研究委員会	10:30 ～ 12:00	同　上
11. 5	第3回常任理事会	13:00 ～ 17:00	警察共済エルム会館

═ 支部のうごき ═

……支部研修会開催状況……

注：（　）は通知人員

支部	月日	場　所	研修科目	講　師	受講者数	研修種別
札幌	3. 10. 8	札幌第一ホテル	出入国管理及び難民認定法	大阪府行政書士会 会長　塩野征四郎	(600) 53	一般
	3. 10. 11	ほっかいどう社会保険センター	利用運送事業許可申請 車庫証明申請	札幌支部 総務部長　葛西　彰	(150) 33	〃
函館	3. 10. 11	ホテル法華クラブ	建設業許可申請及び経営事項審査	道渡島支庁建設指導課 土木係長　斉藤　隆	(153) 27	〃
	3. 10. 30	パークホテル	借地借家法とトラブル	函館支部 理事　菅原　義正	(153) 22	〃
小樽	3. 9. 25	ロアール会議室	会社設立及び商法改正点	小樽公証人役場 公証人　葛井　義雄	(68) 23	〃
	3. 10. 25	ロアール会議室	前払証票の目的及び申請手続	北海道財務局小樽出張所 調査官　吉田　義春 〃　西川　勝政	(67) 19	〃
空知	3. 10. 6	グリーンパークしんとつかわ	遺言と相続の実務	本会 理事　米田　倶実	(109) 26	〃
旭川	3. 8. 24	神楽福祉センター	民法債権	弁護士　岡部　信之	(128) 15	〃
	3. 9. 13	風連望湖台センターハウス	自賠責保険法	旭川支部 会員　湯浅　武	(23) 13	〃
留萌	3. 10. 27	消費生活センター	行政書士業務の実際	留萌支部 支部長　捻金　昭二	(18) 10	〃
宗谷	3. 9. 19	道北産経会館	新入会員テキスト総括	宗谷支部 支部長　川村　大陸	(2) 2	新入会員
	3. 9. 30	稚内労働基準監督署会議室	労務管理	稚内労働基準監督署 第1課長　渡辺　和樹 第2課長　松山　久美 稚内経営協会　川村　大陸	(13) 6	一般

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数	研修種別
宗谷	3.10.18	稚内社会保険事務所会議室	社会保険業務	稚内社会保険事務所 業務係長 小野寺健一	(13) 7	一般
	3.10.24	稚内公共職業安所会議室	雇用保険業務	稚内公共職業安定所 雇用保険係長 林 英敏	(13) 7	〃
網走	3. 7. 5	北見ピッアークホテル	新車庫法の要点、申請の方法、保管場所標章の取扱い	道警北見方面本部 交通課課長補佐 影井 健一 交通企画課課長補佐 村中 和裕	(115) 39	〃
	3. 8.23	北見市民会館	行政書士の心得 地縁団体の申請	網走支部 支部長 青沼 爽壱 副支部長 池田 高明	(8) 5	新入会員
	3. 8.30	網走セントラルホテル	人材派遣許可、外国人労働雇用問題	網走職業安定所 統括官 坂東 利陸	(115) 25	一般
室蘭	3. 9.14	ウトナイレイクホテル	業務研修のあり方	本会 業務研修部長 中川 宏熙	(52) 12	〃
苫小牧	3. 9.14	ウトナイレイクホテル	相続の実務	本会 理事 米田 倶実	(47) 10	〃
	3.11. 9	苫小牧市民会館	改正商法の実務と対策	日高支部 理事 加藤 鉄二	(47) 9	〃
十勝	3.10.12	帯広百年記念館	改正消費税法	税理士 野田 稔	(135) 19	〃
釧路	3. 9.21	釧路福祉会館	建設業決算書作成と税務決算書の相違点	道釧路支庁建設指導課 土木係長 林 攻 〃 主事 大木 幸子	(55) 15	〃

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌(中)	2,052	佐々木正夫	3. 9.16
小樽	918	渡辺 和夫	3.10. 8
十勝	536	前寺忠三郎	3.10.23
小樽	1,273	亘理 敏夫	3.11. 9

▶編集後記◀　今年も残すところ1月余りとなり、師走の言葉どおり諸先生も業務に追われている事と思います。さて、この1年を振り返ってみますと行政書士制度及び業務について社会的認知が進んできたのではないかと考えられます。たとえば、国家資格受験誌の受験案内でも注目度、人気度ナンバーワンなどと取り上げられ、ともあれこの資格に興味を持たれる方が多数いると言うことは喜ばしい限りです。又、実際に入管申請取次業務など種々の新分野へも取り組みがなされ魅力ある資格の要件も整備されつつあると思うのですが、この『行政ほっかいどう』も少しでも業務のお役に立つように、より一層充実させることを第一に取り組んでゆきたいと思います。よろしくご支援下さい。

'91.11.　第187号　平成3年11月25日発行

発行人　日向寺 正幸
編集人　坂下 尊
発行所　北海道行政書士会
印刷所　㈲酒井印刷所
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモトビル2階
TEL 代表(011)221－1221・FAX(011)281－4138
郵便番号　060
取引銀行　北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座　小樽3－8224番